

## 特集 川上と川下が連携した木材流通の取り組み

11号では、川上の取り組みを特集します。特に、山主のみなさまや林業に関わる技術者の意識や技術レベルを高める取り組みに注目します。具体的には、集約化施業に不可欠な所有者の合意形成、高能率搬出システムに不可欠な作業道や機械の効果的な利用などについてご紹介します。

### ★林業の現場で生産性を上げて収益を上げる取り組みが始まっています！！

林業において、森林が持つ多面的な機能を損なわずに収益性を上げるために伐期を長期に設定し間伐を繰り返し、生産性・伐採歩留まりを改善する長伐期多間伐施業が有効です。伐期を長期に設定すると、主伐の収益を得るまでにも時間を要しますので、保育作業である間伐でも材を搬出し収益を得るのが理想です。

その一方で、現在の木材価格で採算を合わせるために、労働生産性を上げる必要があります。特に間伐で木材生産を行いさらに労働生産性を上げるために、機械化や一定規模の事業量を確保する必要があります。つまり、小さい単位の林地を集約化することが必要になります。

現在、各森林組合をはじめとする林業事業体では、森林所有者を対象に林地を集約化し収益性の高い施業の提案を行うために、集落会議を開催しています。林地の集約化が進むと事業規模の拡大が可能になり、収益性の高い間伐や主伐が可能になります。

今、山の人工林は間伐といえども十分利用可能な資源となってきています。皆さんの集落でもぜひ集約化に取り組み、収益性の高い林業へ転換しましょう。

(房野)

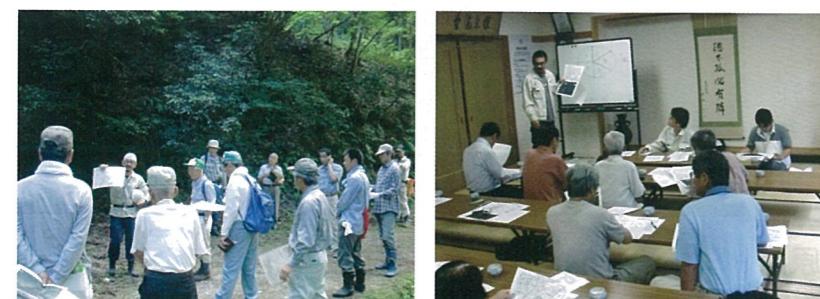


### ★「放置林防止対策境界明確化事業」

近年、森林所有者の世代交代が進み、山に詳しい年配の方が少なくなってきたことなどにより、所有林の場所や林内の状況、隣接する森林との境界などが分からぬ「放置森林」が増加しています。その結果、森林所有者の林業に対する経営意欲が減退し、効率的な木材供給ができなくなり、さらに、森林の荒廃を招いています。

そこで、放置森林を含む一定のまとまった区域を設定して、近隣の森林所有者や山に詳しい方々と一緒に、境界の明確化や森林所有者の特定を図る取り組みが進められています。滋賀県は、このような取り組みを実施する市町等に対し、琵琶湖森林づくり県民税を財源とする「放置林防止対策境界明確化事業」により支援しています。

この事業は、森林の持つ多面的機能の発揮、ひいては地球温暖化対策にも寄与します。皆さんも自分の森林（山）の境界や森林状況をもう一度見直し「宝の山」にしませんか。



なお、事業の採択要件は、3年内に境界の確定・測量まで完了できること、事業規模として、事前調査は5ha以上、現地調査、測量は制限を設けないことなどがあります。詳しくは、最寄り市町の林業関係担当課または当事務所までお問い合わせください。  
(増田)

## 川上の取り組み編～健全な森林の維持に向けて～

### 現場での技術研修の取り組み

川上での重要な取り組みとして、木材の搬出コストを下げ、山主さんに少しでも多くの木材販売収入を得ていただくことが挙げられます。また、木材の販売価格を少しでも有利に設定するため、計画的にまとまった量の木材を市場に提供することも必要です。そこで、当事務所では、森林組合をはじめとする林業事業体に向けて、次のような技術研修を実施しています。

#### ①森林作業道作設研修

木材は、重量物で嵩張るものなので、機械化が避けられません。特に間伐や択伐を中心とする施業では、機械が入れる道の開設が不可欠です。しかも、出来るだけ低コスト（3千円／m程度以内）で、かつ、長期間使用できる（=崩れにくい）道が必要です。実は、このような道は従来までにはなかった概念のものなので、作業される方に技術を習得してもらうべく本研修を実施しています。

今年度は、5日間連続の研修を2回行い、累計で6名の研修生に受講していただきました。いずれの研修生も新しい技術や考え方を習得すべく一生懸命取り組まれました。5日間で技術を習得するのには容易ではありませんが、研修後は各自の現場で技術を磨きながら、作業道の開設をされています。

#### ②搬出間伐研修

間伐は植林したスギやヒノキを健全に育成させるため、また水源かん養といった森林の公益的機能を発揮するために不可欠な作業です。従来までは切り捨て間伐がほとんどでした。その理由は、木が細く用途が少ない、搬出しても赤字になる、技術や機械の不足などです。しかし、戦後に植林されたスギやヒノキも現在では50年生前後になり、用途も広がってきています。資源の有効活用、木材利用による炭素固定効果、補助制度の変更等の要因が重なり、間伐材（樹齢的には、もはや主伐材といえる）を搬出する動きが加速しています。このような状況において、木材の搬出に不慣れな事業体が多いことから、作業道と機械を組み合わせた搬出間伐作業の研修を行いました。



フォワーダに材を積み込む



田邊講師の説明に聞き入る研修生

#### 『琵琶湖森林づくり事業』とは？

平成16年4月に施行されました「琵琶湖森林づくり条例」の理念に基づき、琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりを進めるものです。県民の皆様から「琵琶湖森林づくり県民税」をいただき、「琵琶湖森林づくり事業」として様々な事業を実施しています。

平成22年度からの5カ年は、「急がれる県産材の安定供給体制の整備と地球温暖化防止森林吸収源対策による森林の保全整備の推進」をテーマに取り組んでいます。

森林所有者の皆様へ ⇒ 環境を重視した森林づくり  
県民の皆様へ ⇒ 県民協働による森林づくり

